

内閣府説明資料

令和6年1月17日（水）

第2回犯罪被害者等施策に関する関係府省庁連絡会議

第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶(概要)

基本的考え方

- 女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。その予防と被害回復のための取組を推進し、暴力の根絶を図ることは男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題であり、国としての責務。
- 女性に対する暴力の根絶には、社会における男女間の格差是正及び意識改革が欠かせない。被害者支援にあたっては暴力の形態や被害者の属性等に応じてきめ細かく対応する視点が不可欠。
- 女性に対する暴力を根絶するため、暴力を容認しない社会環境の整備、暴力根絶のための基盤づくりの強化を図り、被害者に対しては、専門的な支援を早期から切れ目なく、包括的に提供する必要がある。
- 新型コロナウイルス感染症に伴い、相談体制の整備を図るとともに、家庭に居場所のない被害者等が安心できる居場所づくりを進めることが重要。

成果目標

項目	計画策定当初(時期)	成果目標(期限)	最新値(時点)*
行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、支援拠点等の設置件数	47か所(2020年4月)	60か所(2025年)	55か所(2023年4月)
性犯罪・性暴力事案に対してワンストップ支援センター等で365日緊急対応ができる都道府県数	20都道府県(2020年4月)	47都道府県(2025年)	47都道府県(2023年4月)
市町村における配偶者暴力相談支援センターの数	119か所(2020年4月)	150か所(2025年)	140か所(2023年8月31日)
要保護児童対策地域協議会に参画している配偶者暴力相談支援センター数	190か所(2018年4月)	323か所(2025年)	333か所(2020年4月)

※第123回女性に対する暴力に関する専門調査会資料より

具体的な取組

1 女性に対するあらゆる暴力の予防と根絶のための基盤づくり

- ・女性に対する暴力は人権侵害であり、暴力を断じて許さないという社会規範の醸成
- ・相談窓口の周知やSNS等を活用した相談の実施、夜間休日における相談対応の実施等の検討
- ・現場における対応に重点を置いた各職務関係者に対する研修の充実、民間団体の活用による支援の充実

2 性犯罪・性暴力への対策の推進

- ・性犯罪に関する罰則や刑事手続の在り方に関する検討
- ・性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの運営の安定化、質の向上、被害者が相談に付きやすい体制の整備
- ・「#8103(ハートさん)」や「#8891(はやくワンストップ)」の周知

3 子供、若年層に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進

- ・性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための子供の発達段階に配慮した教育の充実
- ・児童生徒等に対してわいせつ行為に及んだ教員や保育士等に対する厳正な処分の徹底
- ・SNS等の若年層に届きやすい広報媒体を活用した啓発活動の効果的な展開

4 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

- ・児童福祉法等一部改正法附則検討条項に基づく検討
- ・民間シェルター等が行う先進的な取組の推進
- ・「#8008」の周知、SNS等を活用した相談の推進
- ・加害者暴力抑止のための地域社会内でのプログラムに関する試行実施を踏まえた本格実施に向けた検討
- ・配偶者からの暴力、児童虐待の対応機関間の連携協力の推進

5 ストーカー事案への対策の推進

- ・被害者の安全確保、加害者への厳正な対処の徹底
- ・緊急時における一時保護及び自立支援を含む中長期的な支援の推進

6 セクシュアルハラスメント防止対策の推進

- ・外部相談窓口の活用等の有効な相談体制整備等の雇用の場における対策の推進
- ・国家公務員における幹部職員も含めた研修の実施、防止対策、厳正な対処の推進

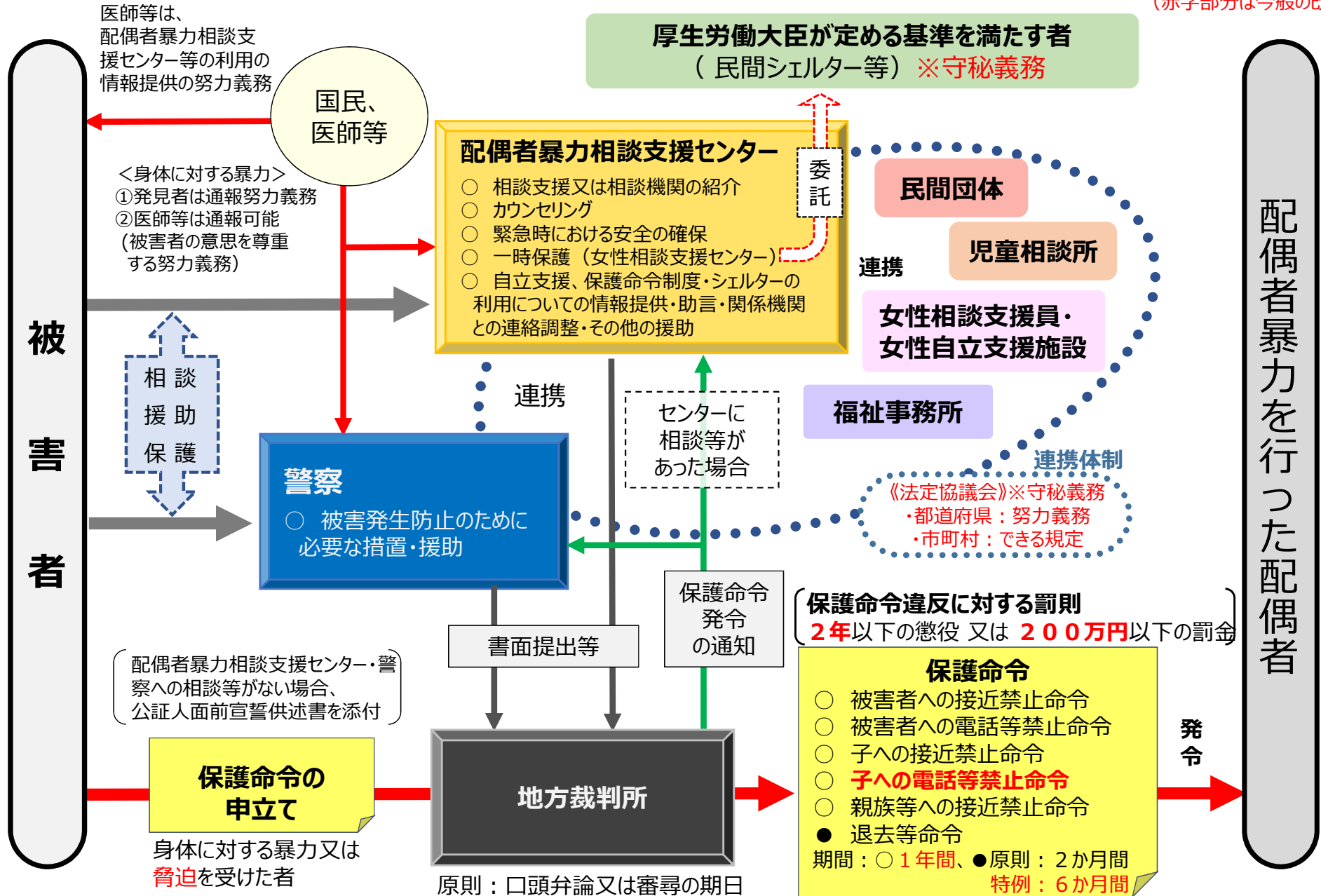
7 人身取引対策の推進

8 インターネット上の女性に対する暴力等への対応

9 売買春への対策の推進

配偶者暴力防止法（DV防止法）の概要【フローチャート】

※令和6年4月1日施行時点
(赤字部分は今般の改正)



保護命令制度に関するパンフレット

配偶者暴力防止法に基づく 保護命令制度が新しくなります。

令和6年(2024年)4月1日～

重篤な精神的被害を
受けた場合にも
保護命令の対象が
拡大します。

改正のポイント

- 接近禁止命令等について、発令の対象を拡大
- 子への電話等禁止命令の創設
- 保護命令違反に関する罰則の加重
(2年以下の拘禁刑※/200万円以下の罰金)

※刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)の施行の日の前日までは「懲役」となる

更に詳しく
知りたい方へ

配偶者暴力防止法令5年改正の詳細 ▶



DV被害者支援に関する情報 ▶



他の相談機関一覧はこちら ▶



配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律(令和5年法律第30号)による改正内容を紹介します。

配偶者や交際相手からの暴力に悩んでいませんか？

ひとりで悩まず、相談してください。

配偶者暴力相談支援センター



- ✓ 匿名で相談できます。
- ✓ 秘密は守られます。

※ご利用には、一般の固定電話にかけたときと同じ通話料がかかります。
※ご相談は、各機関の相談受付時間内に限ります。
※一部のIP電話等からはつながりません。

#8008 に電話をかけると、
お近くの都道府県の配偶者暴力相談支援センターに
つながります。

配偶者暴力相談支援センターでは、

- 様々な問題についての相談支援やカウンセリング
- 緊急時における安全の確保・一時保護
- 自立支援や保護命令制度の利用に関する情報の提供や助言
- 関係機関との連絡調整その他の援助
を行っています。

(※支援内容は、各センターによって異なります。)

警察

警察では、

- 配偶者からの暴力の制止に当たるとともに、
応急の救護を要すると認められる被害者の保護
- 申出により、被害を自ら防止するための措置の
教示等
- 加害者に対する指導警告等
- 刑罰法令(暴行、傷害、脅迫、住居侵入など)に
抵触する場合は、被害者の意思を踏まえ、検挙に
向けた捜査等を行います。

警察に、相談したり、援助を求めることもできます。

#9110 番(警察相談専用電話)に
電話をかけると、発信地を管轄する警察本部等の
総合窓口につながります。

※土日祝日及び夜間は、「当直」又は「音声案内」等により対応しています。
※ご利用には、一般の固定電話にかけたときと同じ通話料がかかります。
※一部のIP電話等からはつながりません。



内閣府
男女共同
参画局

保護命令制度

(※令和6年(2024年)4月1日以降に申立てをする場合)

- 保護命令制度とは、地方裁判所が、被害者の申立てにより、相手配偶者[※]に対し、一定の行為を禁止する命令を発令する制度です。
- 保護命令に違反した者は、2年以下の拘禁刑又は200万円以下の罰金に処されることとされています。

※「配偶者」には、①法律婚の相手方、②事実婚の相手方、③生活の本拠を共にする交際相手が含まれます。また、離婚等の前に暴力等を受け、離婚等の後も引き続き暴力等を受ける場合、元①～③も含まれます。(以下この資料において、「配偶者」とあるときは同じです。)

保護命令の種類

1年間 被害者への接近禁止命令 被害者の身辺につきまったり、被害者の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する命令

以下の4つの命令は、被害者への接近禁止命令の要件を満たすことを要件としており、命令期間は、被害者への接近禁止命令が発令されている間に限られます。

1年間 被害者への電話等禁止命令 被害者に対する次の行為を禁止する命令
面会の要求/行動監視の告知等/著しく粗野乱暴な言動/無言電話・緊急時以外の連続した電話・文書・FAX・メール・SNS等送信/緊急時以外の深夜早朝(22時～6時)の電話・FAX・メール・SNS等送信/汚物等の送付等/名誉を害する告知等/性的羞恥心を害する告知等・物の送付等(電磁的記録の送信を含む)/GPSによる位置情報取得等

1年間 被害者の子への接近禁止命令 被害者の子(※)の身辺につきまったり、当該子の住居、学校等の付近をはいかいすることを禁止する命令
※被害者と同居する未成年の子

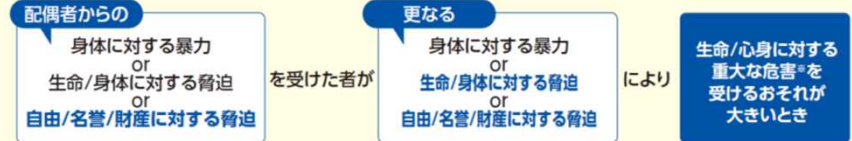
1年間 被害者の子への電話等禁止命令 被害者の子に対する次の行為を禁止する命令
行動監視の告知等/著しく粗野乱暴な言動/無言電話・緊急時以外の連続した電話・文書・FAX・メール・SNS等送信/緊急時以外の深夜早朝(22時～6時)の電話・FAX送信/汚物等の送付等/名誉を害する告知等/性的羞恥心を害する告知等・物の送付等(電磁的記録の送信を含む)/GPSによる位置情報取得等

1年間 被害者の親族等への接近禁止命令 被害者の親族等(※)の身辺につきまったり、当該親族等の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する命令
※被害者の親族(被害者の成年の子を含む)その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者

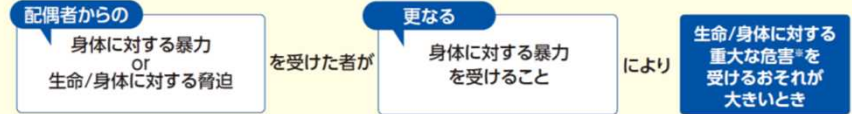
2か月間* 退去等命令 被害者と共に住む住居から退去することを命じ、当該住居の付近をはいかいすることを禁止する命令
※住居の所有者又は賃借人が被害者のみの場合は、申立てにより、6か月間

保護命令の要件

《接近禁止命令》



《退去等命令》



※「重大な危害」とは、少なくとも通院加療を要する程度の危害のことです。
※上記のほか、命令ごとに異なる要件があります。

Q 接近禁止命令等の対象となる「脅迫」の具体的な内容は何ですか。

A 接近禁止命令等の対象となる脅迫は、「生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫」です。例えば、次の行為などが対象となり得ると考えられますが、具体的な言動が、接近禁止命令等の対象となる「脅迫」に該当するか否かは、個別の事案における証拠に基づき裁判所が判断することとなります。

自由に対する脅迫

- 身体・行動の自由への脅迫:部屋に閉じ込め、外出しようすると怒鳴るなど
 - 謝罪に関する意思の自由への脅迫:土下座を強制するなど
 - 職業選択の自由への脅迫:従わなければ仕事を辞めさせると告げるなど
- また、性的自由に対して害を加える旨の告知も該当し得ます。

名誉に対する脅迫

- 性的な画像を広く流布させると告げるなど
- 悪評をネットに流して攻撃すると告げるなど

財産に対する脅迫

- キャッシュカードや通帳を取り上げると告げるなど

(注)これらのほか、個別具体的な状況により、「生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨の告知」と認められるものは、「脅迫」に該当し得ます。

Q 接近禁止命令等の要件のうち、「生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きい」の具体的な内容は何ですか。

A 「重大な危害」とは、少なくとも通院加療を要する程度の危害のことです。「心身に重大な危害」のうち、「心」(精神)への重大な危害としては、うつ病、心的外傷後ストレス障害(PTSD)、適応障害、不安障害、身体化障害が考えられます。配偶者からの身体に対する暴力又は脅迫を受けたことにより、これらのうつ病等の通院加療を要する症状が出ており、配偶者からの更なる身体に対する暴力又は脅迫を受けるおそれがある場合には、基本的に、「重大な危害を受けるおそれ大きい」と評価し得るものと考えられます。また、迅速な裁判(法第13条)の観点から、上述の「うつ病等の通院加療を要する症状が出て」いるという事実を立証するため、申立ての際に、うつ病等についての医師の診断書を添付することが必要となります。

(注)診断書の添付とは別に、身体に対する暴力又は脅迫を受けたこと、配偶者からの暴力とうつ病等の因果関係、更なる身体に対する暴力又は脅迫を受けるおそれ大きいこと等の他の要件について、主張・立証が必要となります。なお、発令されるかどうかは、証拠に基づき裁判所が判断することとなります。

Q 男性の被害者が申立てをすることはできますか。また、同性カップル間の暴力は対象になりますか。

A 被害者の性別は問いません。男性の被害者も申立てをすることができます。また、同性カップル間の暴力についても、保護命令の対象となった例があります。

性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針（概要）

令和5年3月30日
性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議

経緯

令和2年6月11日
「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」
(性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議)

➔ 令和2年度～4年度を「**集中強化期間**」として
性犯罪・性暴力対策の取組を強化。

これまでの取組と課題

- 性犯罪に厳正かつ適切に対処するための刑事法の検討
 - 再犯防止プログラムの拡充
 - 被害申告・相談をしやすい環境の整備（警察、ワンストップ支援センター）
 - 「生命（いのち）の安全教育」の推進、社会全体への啓発 等を着実に実施
- 一方で、依然、性犯罪・性暴力は深刻な状況であり、対策の更なる強化が必要

性犯罪・性暴力対策の「更なる集中強化期間」（令和5年度～7年度※の3年間）

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を踏みにじる行為であり、決して許されない。
「相手の同意のない性的な行為は性暴力である」等の認識を社会全体で共有し、取組を強化していく。

※ 第5次男女共同参画
基本計画の目標年度

【1 刑事法の改正に係る対応及び刑事手続の適切な運用】

- 刑事法改正に係る対応（広報啓発、支援現場職員への研修等）
- 刑事手続の運用に関する検討
- 刑事手続における二次被害の防止・プライバシーの保護

【2 再犯防止施策の更なる充実と性犯罪・性暴力の予防】

- 再犯防止対策の更なる強化等
- 地方公共団体による再犯防止施策の支援
- わいせつ行為を行った教員等の厳正な処分と再発防止
(教員等・保育士に関する対応、日本版DBSの導入に向けた検討)

【3 被害申告・相談をしやすい環境の整備】

- 被害届の即時受理の徹底
- 証拠採取・保管体制の整備
- 捜査段階における二次被害の防止
- 警察における相談窓口の周知や支援の充実
- ワンストップ支援センターにつながるための体制の強化
- 学校等で相談を受ける体制の強化

【4 切れ目ない手厚い被害者支援の確立】

- ワンストップ支援センターを中核とする被害者支援の充実
(地域の関係機関（警察、医療機関等）との連携強化、対応能力の向上等)
- 医療的支援の更なる充実と専門人材の育成
- 中長期的な支援体制の充実（困難女性支援法に基づく中長期的支援等）
- 多様な被害者支援の充実（障害者、男性等を含む様々な被害者への対応）

【5 教育啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防】

- 発達段階に応じた教育・啓発活動（生命（いのち）の安全教育の推進）
- 社会全体への啓発（若年層の性暴力被害予防月間 等）

【6 新たな課題等への対応】

- AV出演被害の防止及び被害の救済
(AV出演被害防止・救済法の周知・広報、相談対応の支援、厳正な取締り等)
- インターネット上の性暴力等への対応
(違法行為への厳正な対処、児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止等)
- 痴漢撲滅に向けた政策パッケージの確実な実行
- 被害者や支援者等に対する誹謗中傷の防止

➔ 本方針に基づく具体的施策は毎年の「**女性活躍・男女共同参画の重点方針**」に記載。毎年度フォローアップを実施し、確実に実行。

性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金(配偶者暴力被害者等支援調査研究事業)

【令和6年度概算決定額 316百万円】(令和5年度当初予算額 303百万円)

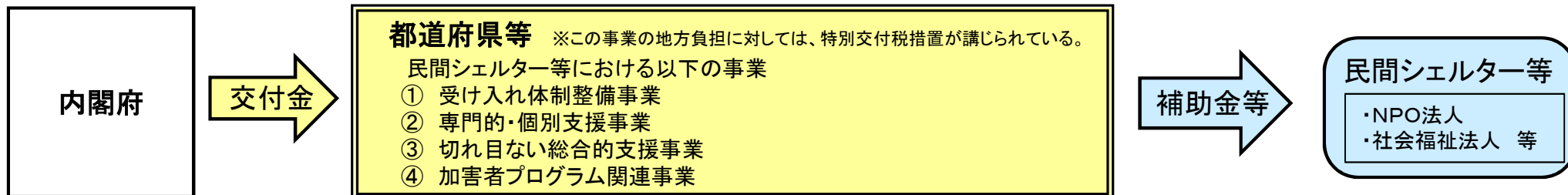
目的

- 配偶者からの暴力被害者等を支援する民間シェルター等の先進的な取組を促進することにより、地域における官民が連携した配偶者暴力被害者等支援の充実及び多様なニーズに応じた支援の枠組みの構築に資することを目的とする。

概要

- ◆ 交付先 : 都道府県・政令指定都市、市町村(特別区含む)
- ◆ 対象経費 : 都道府県等が負担した、民間シェルター等の先進的な取組を促進するための経費(以下①～④)
 - ①受け入れ体制整備に要する経費 (母子一体で受け入れるための改修経費、メール・SNS等相談のための人件費・システム整備費、多様な被害者等を受け入れるための体制の確保(若年女性、妊産婦、障害者、男性、外国籍等の多様な被害者を受け入れるための施設の改修や居住施設の確保、施設のバリアフリー化等)等)
 - ②専門的・個別的支援に要する経費 (心理的ケアや同伴児童の進学等の専門的な相談支援を行う専門職配置に要する人件費、支援員の相談支援業務の対応力向上や専門性向上に係る研修経費等)
 - ③切れ目ない総合的支援に要する経費 (自立に向けたプログラム実施経費、関係機関への同行支援に係る交通費、退所者へのアウトリーチ支援に要する人件費等)
 - ④加害者プログラムの実施等に要する経費
- ※上記①～④の事業実施のための付随的経費
- ◆ 交付率等 : 国 3/4 (交付上限: 1民間団体当たり、一つの都道府県の管内で1,000万円)
- ◆ その他 : 他の国庫補助制度を適用可能な場合は、他制度優先

予算スキーム



性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金

【令和6年度概算決定額 493百万円】
(令和5年度当初予算額 481百万円 補正予算額 108百万円)

目的

○ 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの運営の安定化及び被害者支援機能の強化のため、都道府県等による支援センターの整備等に係る取組を支援し、被害者支援に係る取組の充実を図る。

概要

- ◆ 交付先 : 都道府県、政令指定都市、中核市
- ◆ 対象経費 : 都道府県等が負担した以下①～③に関する経費
 - ①相談センターの運営費等
(人件費(支援員の処遇改善、事務職員の配置、コーディネーター等の配置、24時間対応への取組等)、広報啓発、関係機関との連携強化、法的支援、コールセンターとの連携に係る経費、先進的な取組に要する経費(SNS対応、外国語・手話対応等)、子ども・若者・男性被害者への支援に要する経費、拠点となる病院を有する支援センターに対する取組加算等)
 - ②被害者の医療費等
(緊急避妊措置、検査費用(妊娠検査、性感染症検査、薬物検査)、カウンセリング費用
他県居住者の被害の支援に係る経費(急性期)、証拠採取キット等の購入に係る経費、人工妊娠中絶に要する経費等)
 - ③AV出演被害防止・救済に関する法的支援に要する経費
- ◆ 交付率 : 対象経費の1/2(「②被害者の医療費等」は1/3、「③AV出演被害防止・救済に関する法的支援に要する経費」は全額)
- ◆ その他 : 他の国庫補助制度を適用可能な場合は、他制度優先(本制度の優先利用や他制度との二重交付は不可)

予算スキーム

